

《ヴェルディサッカースクール小山 規約》

第1条 名称及び所在地

当スクールは、ヴェルディサッカースクール小山(以下本スクールという)と称し、事務局を栃木県小山市花垣町1-14-17(有)ケーズプランニング内に置く。

第2条 趣 旨

本スクールは、

- ① 幼児からユース年代までの個人の成長に合わせた指導による少年少女たちの健全な育成
- ② サッカーを生涯スポーツととらえ子供の可能性を高めていくことと、ひとつの社会団体としてコミュニケーションの場となることで地域に根差したスポーツ文化の発展・活性化への寄与
- ③ 心技体の優れた世界に通用する個性豊かなサッカー選手の育成を図ることを趣旨とする。

第3条 構 成

本スクールは、キンダー(幼稚園児)、ジュニアC(小学1・2年生)、ジュニアB(小学3・4年生)、ジュニアA(小学5・6年生)、スペシャルクラス(小学4～6年生)、GKクラス(小学4年生～中学3年生)、ジュニアユース(15歳以下)の7種類で、各コース正会員・準会員により構成される。

第4条 入会資格及び入会手続き

本スクールに入会できる者は、心身ともに健康であり、保護者も本規約に準ずることを承諾し、本スクールが入会に適すると認めたとする。入会許可者は、所定の入会申込書及び誓約書に記入捺印し提出するとともに、所定の方法で入会諸費用を納めることとする。

尚、誓約書の控えを会員保護者および本スクールの双方1部ずつ保管する。

第5条 活動期間

本スクールの活動期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

第6条 会 費

会費は別に定める入会金、年会費、月会費、及びその他の諸費用を所定の方法で納入しなければならない。また、一旦納入した諸費用は理由の如何を問わず返還しない。

第7条 退 会

本スクールを退会する場合には、退会する月の前月の10日までに申し出て、退会届を提出しなければならない。

第8条 継 続

毎年度終了1か月前までに別に定める会員継続申込み書を提出し、次年度の年会費等の諸費用を納めることにより、会員として継続できる。提出および納入がない場合は自動的に退会とする。

第9条 保 険

入会者は入会と同時に、本スクールが指定する障害保険に全員加入する。補償は加入保険の範囲内とする。加入の手続きは本スクールが行う。

第10条 負傷時の処置と免責

会員が本スクールの練習中、または試合中に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等については、本スクールは責任を負わない。

また、本スクール内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難について、本スクールは賠償しない。

第11条 除 名

本スクールは、本規約に違反したり、本スクールの名誉を損なう等、会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

第12条 休校・閉鎖

本スクールは天災地変、社会情勢の変化、その他スクール通常の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休校もしくは閉鎖することができる。

第13条 登 録 (ジュニアユース生のみ適用のため省略)

第14条 練習・試合・遠征・その他行事 (ジュニアユース生のみ適用のため省略)

第15条 進 路 (ジュニアユース生のみ適用のため省略)

第16条 登録生遵守事項

本スクール登録生は正会員・準会員問わずグラウンド施設や本スクールの所有する備品等を破損、紛失した時はそれを保障してもらう場合がある。

第17条 会員遵守事項

会員は本規約を遵守するとともに、本スクールの指導者の指示に従うこととする。また本スクールは、社会規範に反する行動をしたり、本スクールや他の会員に迷惑をかけたたりした者に対しては、相当期間、本スクールへの参加不許可又は、退会を指示できる。

第18条 附 則

本スクールは、必要に応じ随時、本規約を改訂することができる。本規約に関する事項については細則を定めることができる。

第17条 発 効

この規約は、1999年1月1日より発効する。